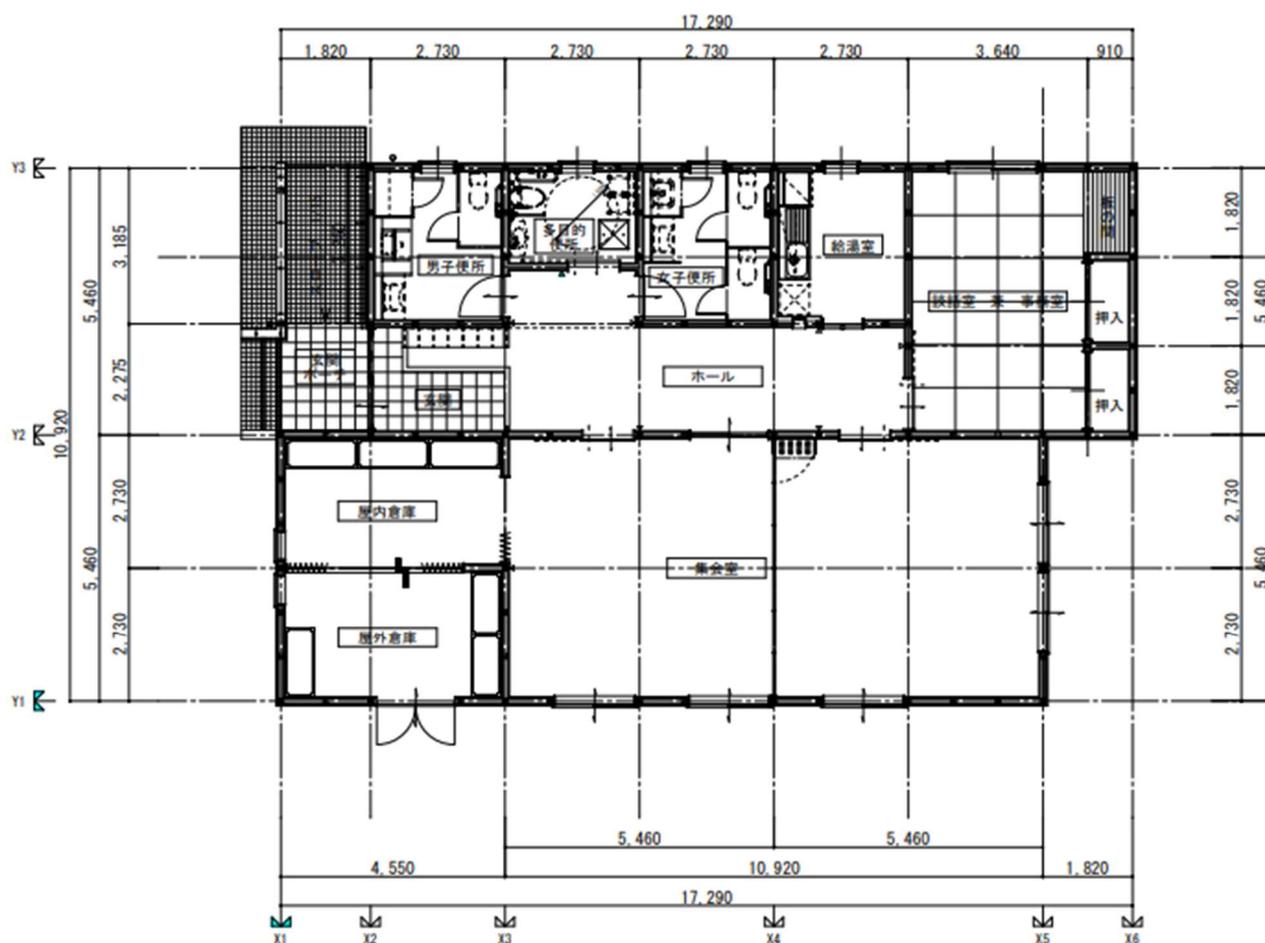


添付資料 05 建替集会所諸元

岩田住宅集会所は以下の条件を満たすこと。

- ・床面積は 180 m²程度とする。
- ・必要諸室は、集会室、談話室兼事務室、玄関ホール、便所（男／女／多目的）、湯沸室、倉庫とする。
- ・集会室は倉庫を含め 110 m²程度とする。
- ・集会室は可動間仕切りにより 2室に区切ることができるようにする。
- ・談話室兼事務室は 30 m²程度とする。



【参考事例】 県営野並住宅集会所（床面積：199 m²）